

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水 際対策措置（水際対策上特に懸念すべき変異 株等に対する新たな指定国・地域について）

2021年7月6日

- 7月6日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。
- 本件措置の主な点を以下のとおり、お知らせ致しますので、日本への御帰国・御入国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。詳細については、以下のホームページを御確認ください。（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100209032.pdf>）

1 以下の19の国・地域を「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、これらの国・地域に対して、追加的に、水際強化措置をとることとします。

- (1) ザンビア
- (2) アルゼンチン
- (3) ウルグアイ

- (4) エクアドル
- (5) キューバ
- (6) コロンビア
- (7) スリナム
- (8) セーシェル
- (9) チリ
- (10) トリニダード・トバゴ
- (11) トルコ
- (12) パラグアイ
- (13) フィジー
- (14) 米国 (ニューメキシコ州、ユタ州、ワイオミング州)
- (15) ベネズエラ
- (16) ベラルーシ
- (17) ボリビア
- (18) リビア
- (19) ロシア (カレリア共和国、サラトフ州、ニジェゴロド州)

2 ザンビアからのすべての入国者及び帰国者については、令和3年7月9日午前0時から検査所長の指定する場所（検査所が確保する宿泊施設に限る）で10日間待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

3 アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、キューバ、コロンビア、スリナム、セーシェル、チリ、トリニダード・トバゴ、トルコ、パラグアイ、フィジー、米国（ニューメキシコ州、ユタ州、ワイオミング州）、ベネズエラ、ベラルーシ、ボリビア、リビア、ロシア（カレリア共和国、サラトフ州、ニジェゴロド州）からのすべての入国者及び帰国者については、令和3年7月9日午前0時から検査所長の指定する場所（検査所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

4 以下の8の国・地域の「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」については、今般、水際強化措置の変更を行うこととします。

(1) インドネシア

(2) キルギス

(3) アラブ首長国連邦

(4) エジプト

(5) エストニア

(6) ナイジェリア

(7) フランス

(8) 米国（カンザス州、デラウェア州、メイン州）

5 インドネシアからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年7月9日午前0時から検疫所長の指定する場所で10日間待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

6 キルギスからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年7月9日午前0時から検疫所長の指定する場所で10日間待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

7 アラブ首長国連邦からのすべての入国者及び帰国者については、これまで
は、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機
いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、
令和3年7月9日午前0時から検疫所長の指定する場所で6日間待機いた
だき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

8 エジプトからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所
長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機いただき、
入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、
令和3年7月9日午前0時から検疫所長の指定する場所で3日間待機いた
だき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

9 エストニア、ナイジェリア、フランス、米国（カンザス州、デラウェア州、
メイン州）からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長
の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入
国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年7
月9日午前0時から、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所

長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後14日間の自宅等での待機をしていただくこととなります。

10 以下の3の国・地域の「水際対策上特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」については、今般、水際強化措置の変更を行うこととします。

(1) カナダ(オンタリオ州)

(2) 米国(ミネソタ州)

(3) ルクセンブルク

11 カナダ(オンタリオ州)、米国(ミネソタ州)、ルクセンブルクからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年7月9日午前0時から、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後14日間の自宅等での待機をしていただくこととなります。

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ（ <https://www.anzen.mofa.go.jp/> ）を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html ）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)